平成２７年（フ）第２５７２号
埼玉県東松山市幸町４－９－102
債務者　寺尾　　司
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２５７５号
千葉県市川市国府台５丁目１－17－205
債務者　佐藤　正三
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２５７６号
東京都世田谷区下馬５丁目28－22－101
債務者　室田　由加
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１４９号
東京都多摩市貝取２丁目５番地２－101
債務者　佐伯　正夫
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１５０号
東京都多摩市貝取２丁目５番地２－101
債務者　佐伯キヨ子
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１５６号
東京都国分寺市本町３丁目７番23号第３小柳コーポ107
債務者　島川　絹代
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月27日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１７７号
東京都八王子市打越町592番地34アクアリウス101号
債務者　鈴木　桃子
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月27日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１５６４号
東京都北区浮間５丁目15－22－303
債務者　久本　榮美
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月28日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１５７６号
東京都墨田区錦糸２丁目12－２　スカイビュースター
債務者　冨澤　典子
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月28日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２９号
静岡市駿河区青木360番地の１　エスペランサー石垣205号
債務者　甲斐　理司
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月29日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４９号
静岡県浜松市中区高林三丁目11番26号　コンフォール高林Ａ－４、前住所静岡県浜松市東区有玉南町891番地の３
債務者　庄司きくの
1　決定年月日時　平成27年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第６０号
静岡県浜松市中区上浅田２丁目７番16号
債務者　中村　勇人
1　決定年月日時　平成27年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２５４４号
東京都墨田区江東橋４丁目30－１－308
債務者　島村　実央
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２５５４号
東京都板橋区徳丸１丁目56－13－201
債務者　藤森　達也
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１７号
静岡県榛原郡吉田町神戸376番地の７　サンシャイン神戸Ⅳ102
債務者　石塚　保夫
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月３日午後２時15分
静岡地方裁判所民事第２部